

志賀原子力発電所 1号機の定期検査開始について

平成 8 年 1 0 月 1 5 日
北陸電力株式会社

志賀原子力発電所 1号機の定期検査開始について

志賀原子力発電所 1号機（沸騰水型、定格出力 5 4 万キロワット）は、平成 8 年 1 0 月 1 7 日から発電を停止し、平成 9 年 1 月中旬までの予定で第 3 回定期検査を実施します。

この検査は、電気事業法に基づいて年 1 回実施するもので、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設等の点検を実施する他、全燃料 3 6 8 体のうち 8 8 体（予定）を新燃料に取り替えます。

以上

（参考）

1．定期検査のための期間

平成 8 年 10 月 17 日から平成 9 年 1 月中旬まで

- ・発電停止 : 平成 8 年 10 月 17 日
- ・発電開始 : 平成 8 年 12 月下旬
- ・総合負荷性能検査 : 平成 9 年 1 月中旬

2．定期検査を実施する主な設備

- 1) 原子炉本体
- 2) 原子炉冷却系統設備
- 3) 計測制御系統設備
- 4) 燃料設備
- 5) 放射線管理設備
- 6) 廃棄設備
- 7) 原子炉格納施設
- 8) 非常用予備発電装置

9) 蒸気タービン

10) 電気設備

3. 定期検査期間を利用して実施する主な作業

1) 燃料の一部取替え

燃料集合体368体のうち、88体(予定)を新燃料に取り替えます。

2) 出力領域計測装置検出器取替工事

出力領域計測装置の検出器集合体20体のうち5体を取り替え、性能維持を図ります。

3) 制御棒駆動機構取替工事

制御棒駆動機構89体のうち分解点検を行う13体について、同一設計の予備品と取り替えます。

以上

(解説)

定期検査

- ・定期検査は電気事業法第54条「定期検査」により義務づけられています。
 - ・定期検査対象設備は同法施行規則第89・90条、定期検査時期は同法施行規則第91条により規定されています。
 - ・定期検査実施時期： 前回の検査が終了した日以降13カ月を超えない時期
各設備の主な点検内容は以下のとおりです。
 - ・原子炉本体： 原子炉压力容器、炉内構造物、燃料の点検
 - ・原子炉冷却系統設備： 主蒸気系、給水系などの配管類、熱交換器、ポンプ、弁類の点検
 - ・計測制御系統設備： 冷却材圧力、流量計測装置などの計測制御系統設備の点検、校正
 - ・燃料設備： 燃料取扱装置の点検
 - ・放射線管理設備： 放射線モニタリング設備などの点検、校正
 - ・廃棄設備： 放射性廃棄物処理設備、固体廃棄物貯蔵庫の点検
 - ・原子炉格納施設： 原子炉建屋、原子炉格納容器の気密試験
 - ・非常用予備発電装置： 非常用ディーゼル発電設備等の点検
 - ・蒸気タービン： タービン本体の開放点検(第2回定期検査では実施しなかった)
- た) 主要弁類、補機類の点検
- ・電気設備： 発電機、変圧器等の点検

なお、国による検査項目は約50項目(総合負荷性能検査、原子炉格納容器の漏えい率検査、燃料の外観検査等)程度です。

定期検査中の電力確保

需給状況に応じ、当社の火力・水力発電所等を運用して電力を確保します。

自治体への連絡

定期検査実施計画について、10月14日に安全協定に基づき、石川県および志賀町、富来町に報告しました。

作業実施体制

従事する作業者は最大で約1,300名程度、この他当社社員は約200名が従事します。

その他

原子炉冷却材再循環ポンプ（B）メカニカルシールのトラブルを踏まえ、点検作業の実施にあたっては、異物混入防止対策の徹底を図ります。

以 上